

自動車運送事業者 各位

独立行政法人自動車事故対策機構

秋田支所長

2022年度 運行管理者等基礎講習の追加開催について

平素より当機構の業務に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。

2022年度の運行管理者等基礎講習を下記のとおり開催することと致しましたので、受講下さいますようご案内申し上げます。

なお、この基礎講習を修了することによって、運行管理者試験の受験資格を得ることができます。

記

1. 主な受講対象者（ご不明な場合は、「7. お問い合わせ先」まで連絡願います）

- (1) 運行管理者試験の受験資格を得ようとする方
- (2) 運行管理者の資格要件（5年以上の実務経験、かつ所定の講習を5回以上受講）である所定の講習を受講する方（貸切バスを除く）
- (3) 運行管理者の補助者になろうとする方
- (4) 平成24年4月16日以降に選任された運行管理者であって、基礎講習を受講していない方
- (5) その他、受講を希望する方

2. 開催日時・場所等

別表「開催日程等」をご覧ください。

※ 各会場、駐車場に限りがあります。お車でお越しになる際は、会社毎に乗り合わせをお願いいたします。

※ お申し込みの際には、業態をお間違えにならないようご注意ください。

3. 受講料

一人 8,900円（税込）

※ 1日目の受付でお支払いをお願いします。釣銭が出ないようご協力をお願いいたします。

4. 申し込み方法

独立行政法人自動車事故対策機構のホームページ(<http://www.nasva.go.jp>)からお申し込み下さい。

※開催日程ごとに予約開始日が異なりますので、別表をご確認の上お申し込みください

5. 携行品

講習手数料8,900円（税込）、ナスバ講習予約確認書、運行管理者等指導講習手帳、筆記用具

※手帳をお持ちでない方は、縦3.0cm×横2.4cmの写真（裏面に氏名を記入）を1枚お持ちください。

6. その他

- (1) 各会場の定員となり次第、申込みを締め切らせていただきます。予めご了承ください。
- (2) 新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、人数制限や感染防止対策を講じた上で、開催いたします。
- (3) 業者による弁当販売は行いません。また、新型コロナウイルスの感染が未だ続いている状況が見られることから、以下に該当する方は、講習へのご参加をお断りさせていただいております。
 - ① 受講日に海外から帰国して2週間未満の方
 - ② 濃厚接触者に特定されている方
 - ③ 受講日に発熱等の風邪の症状が認められる方
 - ④ 会場でのマスクのご着用、検温及び手指消毒にご協力いただけない方
(医学的にマスクのご着用が難しい場合は、事前にご相談ください)
- (4) 災害等でやむを得ず中止・延期となる場合がございます。中止・延期となった場合にはご連絡いたします。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- (5) 運行管理者試験を受験される方は、公益財団法人運行管理者試験センターに対し、受験申請を行う必要があります。

試験の詳細については、公益財団法人運行管理者試験センター (0476-85-7177) にお問い合わせください。

7. お問い合わせ先（ご不明な場合は、当機構までお問い合わせ下さい）

〒010-0962 秋田市八橋大畑2-1 2-5 3 秋田県自動車会館3F

独立行政法人自動車事故対策機構 秋田支所 講習担当

TEL 018-863-5875

2022年度 運行管理者等基礎講習の開催日程等

会場名	業態	開催日	講習時間
秋田市文化会館 第7会議室 (秋田市山王7丁目3-1) ※駐車場有り	①旅客	6月8日(水) ~ 6月10日(金)	1日目 9:00~(受付) 9:50~16:00 2日目 9:00~16:00
秋田市文化会館 大会議室 (秋田市山王7丁目3-1) ※駐車場有り	②貨物	6月15日(水) ~ 6月17日(金)	3日目 9:00~15:30 ※講義の進捗度合いにより、時間が変更になる場合がございます。予めご了承下さい。
プラザクリプトン 大会議室 (秋田市河辺戸島字上祭沢38番地の4) ※駐車場有り	②貨物 【動画配信方式】	11月8日(火) ~ 11月10日(木)	
秋田県自動車会館 (秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館3階) ※駐車場有り	①旅客 【動画配信方式】	12月14日(水) ~ 12月16日(金)	
秋田県自動車会議所4階大会議室 (秋田市八橋大畑二丁目12番55号) ※駐車場有り	貨物(追加分) 【動画配信方式】	12月21日(水) ~ 12月23日(金)	

※受講証明は①旅客・②貨物の区分がございます。他業態での受講のないようご注意ください。

※定員に達した場合、締切前であってもお断りすることがございます。ご了承の程よろしくお願いたします。

※タクシー事業者の中で食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可のため、貨物の基礎講習受講が必要な方について、貨物の基礎講習を受講した場合でも旅客の基礎講習を受講したことにはなりませんので、ご注意ください。